

## 佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の猛暑の常態化により、熱中症による労働災害の増加に伴い事業者による熱中症対策が求められるなか、物価高騰や賃上げの影響を受ける市内中小企業者の職場環境の改善及び人材の定着、事業継続を図るため、予算の範囲内において職場の熱中症対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは中小企業者から除く。この場合において、大企業者とは、中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者

(3) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業者のうち、別表1に該当する者をいう。

4 この要綱において「常時使用する従業員」とは、次に掲げる者以外のものであって、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

(1) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）

(2) 個人事業主本人及び専従者

(3) 補助金の申請時点において育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の者（法令や就業規則等に基づき休業・休職措置が適用されている者）

(4) 日々雇い入れられる者（1か月を超えて継続して使用した場合を除く）

(5) 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて使用した場合を除く）

(6) 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて使用した場合を除く）

(7) 試みの使用期間中の者（14日を超えて使用した場合を除く）

5 この要綱において「高熱中症リスク業種」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 建設業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類Dー建設業に該当する

- 者)
- (2) 製造業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類E－製造業に該当する者）
  - (3) 電気・ガス・熱供給・水道業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業に該当する者）
  - (4) 運輸業、郵便業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類H－運輸業、郵便業に該当する者）
  - (5) 廃棄物処理業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類R－サービス業（他に分類されないもの） 中分類 88－廃棄物処理業に該当する者）
  - (6) 自動車整備業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類R－サービス業（他に分類されないもの） 中分類 89－自動車整備業に該当する者）
  - (7) 機械等修理業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類R－サービス業（他に分類されないもの） 中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）に該当する者）
  - (8) 警備業（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類R－サービス業（他に分類されないもの） 中分類 92－その他の事業サービス業 923－警備業に該当する者）
  - (9) 第1号から第8号までに掲げる者のほか、市長が適当と認める者（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店または事業所を有する中小企業者
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 農林漁業者（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類A－農業、林業又は大分類B－漁業に該当する者（必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行う事業者を除く。））

イ 医療・福祉業者（主たる事業が日本標準産業分類において、大分類P－医療、福祉に該当する事業を行う者（必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行う事業者を除く。））

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号に規定する事業を行う者

エ アからウに掲げる者のほか、第1条に規定する趣旨に照らし、適当ではないと市長が判断する者

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の第1号から第7号までに掲げるものがその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、原材料・エネルギー価格の高騰や人手不足等厳しい経営環境のなか、職場環境の改善及び人材の定着、事業継続を図るために行う、職場における熱中症対策に資する事業とする。

2 補助対象事業の実施期間は、第7条に規定する補助金の交付決定の日(以下「交付決定日」という。)から令和8年6月30日までとする。

(補助対象となる経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表2に掲げるとおりとし、原則として交付決定日以降に発生したものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年4月1日以降交付決定日前に発生した経費であつて、市長が適当と認めるものについては補助対象経費とすることができる。この場合において、前条第2項中「第7条に規定する補助金の交付決定の日」は「補助対象経費が発生した日」と読み替えるものとする。

3 補助率及び補助金の上下限額は別表2のとおりとする。

4 補助金を計算する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

(1) 国もしくは地方公共団体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているもの

(2) 建築物の新築、増築、改修又は取得に係る経費

(3) コンテナハウス、プレハブ、ユニットハウスその他これらに類する仮設物(以下「仮設物等」という。)の設置又は取得に係る経費

(4) 建築物又は仮設物等に固定して設置される設備の設置又は取得に係る経費

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費  
(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請書の提出期間は令和8年6月1日から令和8年6月30日までとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する補助対象者にあつては、本条第1項の規定による交付申請書の提出期間は令和8年5月1日から令和8年6月30日までとする。

- (1) 小規模企業者
- (2) 高熱中症リスク業種に該当する事業者

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象者は、市長が適当と認める方法を用いてオンラインによる交付申請を行うことができる。この場合において、本条第1項に定める様式の提出は不要とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、30日以内に佐賀市職場の熱中症対策支援事業補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、市長が適当と認める方法を用いたオンラインによる実績報告を行うことができる。この場合において、前項に定める様式の提出は不要とする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐賀市職場の熱中症対策支援補助金確定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、市長が適当と認める方法を用いたオンラインによる交付請求を行うことができる。この場合において、前項に定める様式の提出は不要とする。

（財産処分の制限）

第11条 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して当該補助対象事業に係る器具備品等（以下「補助器具備品」という。）について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過する日までの期間とする。

2 補助対象事業者は、処分制限期間において補助器具備品を処分しようとするときは、財産等処分承認届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の場合の納付金）

第12条 前条第2項の場合において、補助対象事業者は、交付された補助金の額に補助器具備品の処分の日の翌日から処分制限期間の末日までの年数（1年未満の端数の期間は切り捨てるものとする。）を乗じ、かつ、耐用年数で除して得た額に相当する額（補助対象事業が完了した日後処分の日までの間に補助器具備品の修理等のため補助対象事業者が負担した経費がある場合は、これに相当する額を控除した額。以下「納付金」という。）を市に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助器具備品を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市は納付金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

（関係書類の整備）

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類のほか、補助対象事業により取得した財産を記載した台帳を整備し、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して5年を経過する日又は補助器具備品の処分制限期間が満了する日のいずれか遅い日が属する年度の3月31日までこれらを保管しなければならない。

（報告の徴収）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助対象事業実施後の成果について報告を求めることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

業種	常時使用する従業員数
商業（卸売業・小売業）・ サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

別表2 (第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助金の上下限額
職場における熱中症対策を 目的として導入する物品購 入に係る経費（消費税及び地 方消費税並びに振込手数料 を除く） （例）・スポットクーラー ・業務用扇風機 ・空調服 ・冷却ベスト ・WBGT（暑さ指 数）測定器 ・その他市長が必要 と認める物品	補助対象経費 の2分の1以 内	①常時使用する従業員が1人以上 いる場合 上限額 20万円 下限額 10万円  ②常時使用する従業員がいない場 合 上限額 10万円 下限額 5万円

様式第1号（第6条関係）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助事業 の名称	佐賀市職場の熱中症対策支援補助金
補助事業等の 目的及び内容			
補助事業等の対象経費			円
交付申請金額			円
補助事業等の 完了予定年月日		令和 年 月 日	
添付書類 （提出する資料に☑をしてください）		<input type="checkbox"/> 事業計画書 / <input type="checkbox"/> 収支予算書 / <input type="checkbox"/> 宣誓書 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し / <input type="checkbox"/> 確定申告書別表1の写し <input type="checkbox"/> 営業許可証の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が確認できる資料 （見積書、カタログ等の写し） <input type="checkbox"/> 完納証明書（市税の滞納がないことの証明書）	

様式第2号（第7条関係）

佐市経政第 号  
令和 年 月 日

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付決定通知書

様

佐賀市長 

令和 年 月 日付けで申請のあった佐賀市職場の熱中症対策支援補助金の交付については、次のとおり決定したので佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業 の名称	佐賀市職場の熱中症対策支援補助金
補助事業等の 目的及び内容			
交付決定額			円
交付条件			

様式第3号（第8条関係）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

補助事業者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

令和 年 月 日付け佐市経政第 号で補助金の交付決定を受けた佐賀市職場の熱中症対策支援補助金の実績について、佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	令和 年度	補助事業 の名称	佐賀市職場の熱中症対策支援補助金
補助事業等の完了年月日	令和 年 月 日		
補助金等の交付決定金額	円		
補助金等の既交付金額	円		
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額	円		
添付書類 （提出する資料に☑をしてく ださい）	<input type="checkbox"/> 事業実施報告書 兼 収支決算書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し （領収書等の写し） <input type="checkbox"/> 購入した物品の使用状況を確認できる写真資料 <input type="checkbox"/> 取得財産管理台帳の写し		

様式第4号（第9条関係）

佐市経政第 号  
令和 年 月 日

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金確定通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで実績報告のあった佐賀市職場の熱中症対策支援補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業 の名称	佐賀市職場の熱中症対策支援補助金
補助金等の交付決定金額			円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額			円
補助金等の交付確定金額			円

様式第5号（第10条関係）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

請求者 住所  
氏名  
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	令和 年度	補助事業 の名称	佐賀市職場の熱中症対策支援補助金
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
交付請求金額			円
今回請求後の未請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 店 信組	
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第6号（第11条関係）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金財産等処分承認届出書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市職場の熱中症対策支援補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、佐賀市職場の熱中症対策支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、同要綱第12条第1項に基づき算出した額を納付いたします。

補助 年度	令和 年度	処分制限 期 間	年	経過年数	年
取得財産の品目	※取得財産管理台帳から今回処分する機器名を記載				
取得年月日	年 月 日				
取得価格（税抜き）	円				
処分予定年月日	年 月 日				
処分価格（税抜き）	円				
納付金額（税抜き）	円				
処分の方法	転用・有償譲渡・無償譲渡・無償貸付・ 抵当権の設定・取壊又は廃棄				
処分の理由					

【添付書類】 処分価格の積算資料、納付金額の積算資料

補助金交付決定通知書及び補助金確定通知書の写し